

日大板橋病院

日本経済新聞

4月17日
火曜日発行所 日本経済新聞社
東京本社 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-9-1
大阪本社 〒540-8588 大阪府大阪市中央区大手前1-1-1
名古屋支社 〒460-8366 名古屋市中区栄4-16-3
西部支社 〒812-8666 福岡市博多区博多駅前2-16-1
札幌支社 〒060-8621 札幌市中央区北1条西6-1

研修医自殺で労災認定

週87時間労働「過労でうつ状態」

日大板橋病院(東京都板橋区)で臨床研修中だった女性研修医(当時26)が昨年四月に自殺したのは「過労でうつ状態になったのが原因」という遺族の主張に基づき、労働基準監督署が労災認定していたことが十六日分かった。労働時間は多いときで法定(週四十時間)の二倍を超える週八十七時間に達していた。夜間当直と休日勤務を合わせた「日当直」も年間七十七回で過酷な勤務が常態化していたという。

研修医の労災認定をめぐる経緯
(当直回数と労働時間は遺族による算出)
<2005年>
4月。日大板橋病院で臨床研修スタート
5月。週平均労働時間は78時間。夜間当直10回。疲れから食欲が落ちる
7月。週3回、早朝のカンファレンスに参加。週労働時間はピーク時87時間
9月。抑うつ気分が目立ち、当直をいやがりだす
<06年>
2月。うつ状態が強くなり、家族に「早く辞めたい」
4月。休みがちになり心療内科を受診。21日自殺
6月。遺族の問い合わせに対し、病院側は「過重労働はなかった」と回答
8月。遺族が池袋労働基準監督署に労災を申請
<07年>
2月。池袋労基署が労災認定

厚生労働省によると、二〇〇四年四月に始まった現行の臨床研修制度下で、研修医の過労自殺が労災認定されたのは初めて。制度のあり方が問われそうだ。

亡くなったのは〇五年三月に医師免許を取得し、翌月から同病院で臨床研修を始めた女性研修医。昨年四月二十一日、病院から持ち出した筋弛

緩(しかん)剤を自宅点滴し、自殺した。遺族

は同年八月「過労死にあたる」として池袋労基署に労災を申請。今年二月に認められ、遺族補償年金支給の通知を受けた。同病院臨床研修センターは研修医の処遇について、勤務時間は原則平日

▼臨床研修制度 医師免許を取得した一新米医師が二年間、大学病院や厚生労働省指定の臨床研修病院で、外科や内科など様々な診療科を回って研修を受ける制度。総

合的な診療能力を養成すると同時に、長時間勤務や薄給が問題化していた研修医の処遇を改善することが狙い。医師法の改正で二〇〇四年四月から義務化された。

八時間、土曜日五時間半、夜間当直は月四回▽日直(休日勤務)は月一、二回―としている。代理人の朝倉正幸弁護士や遺族によると、最初に研修した救命救急センターでは週平均七十八時間勤務。当初、意欲的だった表情は次第に疲れが目立つようになった。

〇五年五月は当直が十回。食欲が落ち始め、七時から約三カ月研修した消化器外科では週三回、午前七時半から始まるカンファレンス(症例検討会)に参加。多いときで労働時間は週八十七時間に達していた。昨年二月ごろからはうつ状態が強くなり、病院に向かう電車内で泣くこともあった。

入木アサヒナ

同年四月は研修に行けなかった。遺書はなかった。開業医の父(58)は「娘は過酷な労働で医師という職業への希望を失ったのだろう。病院には事実関係を認め再発防止策を講じるよう求めたい」と

処遇、改善進まず

労働時間
病院任せ

同省研究班の調査によると、米国労働安全衛生庁(OSHA)は研修医の労働時間に上限を設ける動きが進んでいる。日本でも厚生労働省が適正な処遇を研修先に求めているが、徹底されていないのが実情だ。

現行の週五十八時間を段階的に減らし、二〇〇九年までに週四十八時間に短縮する。同省は臨床研修の義務化(二〇〇四年四月)に伴い、「労働基準法に基づき、各病院で考慮すべき

もの」(医事課)として事実上病院任せだ。筑波大病院総合臨床教育センターの前野哲博准教授らの調査では、研修医の三人に一人は週八十八時間以上勤務。四人に一人は臨床研修を始めて一、二カ月後にうつ状態になっていた。

話している。
日大板橋病院庶務課の話
遺族と話し合いを進めている途中であり、内容は答えられない。